

国民年金の後納保険料納付書には 使用期限があります！

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料は、平成24年10月から後納制度を利用して納付することができ、後納制度の申込をされ、いまだ後納保険料の納付がお済みでない方は、お手元の納付書の使用期限が平成25年3月31日になっていますのでご注意ください。

※保険料の加算額は年度（4月1日～翌年3月31日）で定められ、平成25年3月までに発行された納付書は、4月以降は使用できません。

使用期限内に納付できなかった方は、4月以降に使用できる納付書の再作成が必要となりますので、下記までご連絡ください。

《ご注意》

後納制度の納期限は、納めたい月から10年目の月の末日です。納期限を経過すると納付できません。

納めたい月	／	納期限
平成15年4月分	⇒	平成25年4月30日
平成15年5月分	⇒	平成25年5月31日
平成15年6月分	⇒	平成25年6月30日

◆問い合わせ

日本年金機構
国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570(011)050

退職（失業）による 国民年金保険料の特例免除

国民年金には、経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の方が申請することで、保険料の納付が免除される制度があります。

この制度の特例で、退職（失業）や天災などが原因で、所得がなくなったことにより国民年金保険料が納付できない方は、この事実が確認できる公的機関の証明書等（※）の写しを添付すること、前年の所得が一定額以上であっても免除の対象となる場合があります。

配偶者・世帯主に一定額以上の所得があるときは、特例免除が認められない場合があります。

※「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」など

免除申請は、住民課国民年金班で手続きをしてください。

なお、申請の際には公的機関の証明書と次のものをお持ちください。

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ②印かん
- ③他の市町村から転入された方は、前年の所得を証明するもの（所得証明書）

◆問い合わせ

住民課国民年金班
☎(84)1214

循環バスなど公共交通に関する 町民意見交換会を開催します

町民のみなさんが利用しやすい公共交通の導入を図るため、意見交換会を開催します。循環バスの運行や乗合タクシー（デマンド交通）など、今後の公共交通について、話し合う機会となります。都合の良い日にぜひご参加ください。

と き		と ころ
3月16日(土)	午前10時～正午	町民会館 大ホール
3月24日(日)	午前10時～正午	文化会館 集会室

◆問い合わせ 企画財政課企画調整班 ☎84-1218